

校則改正理由

49 授業料学期分納制の変更にともなう校則改正の件認可

授業料徴収ハ月額納入ヲ原則トスルヲ妥當ト認メ從テ納入期日ヲ変更スル必要ヲ生シタルニ因ル

〔昭和十一年三月〕

中央大学商業学校校則「第七章 学費」

(注記¹) 昭和十一年十二月十八日

(注記²)

(注記³) (北田) 納付スヘシ(八月不要)

中央大学商業学校設立者
財団法人中央大学

(注記⁴)

理事 原嘉道印

(加筆) (田中) (武田) (横井)

(中野) (馬淵)

(下) (札)

中央大学商業学校授業料徴収ニ関スル校則改正案

授業料徴収方ニ関スル校則第十五条ヲ別紙ノ通改ム

(現行校則添付)

中央大学商業学校校則

本校設立趣旨

別紙ノ通学則一部変更致候間此段及開申候也
(注記⁶) 備考 授業料学期分納ヲ毎月分納ニ改ム
昭和十年十二月十八日

中央大学商業学校設立者
財団法人中央大学

理事 原嘉道印

文部大臣 松田源治殿

(加筆) 文部大臣 松田源治殿
(実業) 学務局長(花押)

(注記⁵)

別紙ノ通学則一部変更致候間此段及開申候也

我国に於て農商工等の産業を大いに発達させねばならぬことは今更言ふ迄もない。併し之を発達させるには其事業に従事する人々に適当なる教育を授けることが大切である。而して其の教育の程度には中等のものあり高等のものもあつて今や全国に両種の学校が沢山あり政府でも特に之を保護して居ることは誠に喜ばしい。併し中等教育と高等教育とを比べて我国で何れの方が目下一層大切であるかと言へば何れとも言ふことは出来ぬ。両方共大切である。然るに動もすると中等教育を思の外軽く見る傾向のあることは口惜しきことである。凡そ国家の富強は昔

からの歴史を観ると中等階級が確つかりして居るかどうかといふことに在つた。中等階級が衰亡するのは即ち国力が衰亡する徵候であつた。今我国でも貧富の懸隔が甚たしくなり中等階級が振はなくなる模様が見えるのは国家の為め大いに心配せねばならぬ。中等階級の人々が確つかりして此心配が取除かれるにはどうしても中等階級を盛んにせねばならぬ。又一方我国の産業界を見るに、これは世界の強国の内で最も振はないものであるがこれも産業界に確つかりした人物が少いからである。特に実際仕事に従事する人々の能力と人格とが幼稚である為めである。又現在実業界にて多数の人々を使って居る人の実験談によると事業界では其の学歴は余り高くなくとも実際の仕事に就いて活きた才能があり勤勉実直なる若い人々を最も多く必要とする。而して斯ういふ人々は昔と異つて今では心掛け一つで働き乍ら更に学問の研究も相當に出来るのであるから実務と学問とが並び進んで往く為めに成功的の望みが確かであるとのことである。斯う考へて見ると中等程度の実業教育は其の高等教育と少しも劣らぬ程大切なものであるといはねばならぬ。然るに我が國の中等学校は其数が不足して居て此要求に応ずることが出来ない有様で入学難、試験地獄等の声が大いに起つて居る。これは國家の為め残念なことである。我中央大学は右のことを考へて校舎の一部を開放し此教育上の欠点を幾分なりとも補ふために茲に甲種商業学校を設置したのである。右の次第であるから本校は父兄の力で通学する者の外昼間何れかに勤務して自力で勉強し向上せんとする健気なる青少年諸君を歓迎して懇切に

教育する。中央大学は明治十八年に創立せられ今日迄五十年の光輝ある歴史を有つ大学である。其の教育の仕方は質実剛健といふ四字で常に言ひ現はして居り穩健着実なる人物を養成することになつて居る。今回の商業学校に就ても矢張同様の精神で学生を教育することは勿論である。吾々は何所迄も智育、德育及体育の三つを併せて実施し以て伸び伸びした気持ちの良い円満なる人物を養成する。考へて見るのに斯様の精神で教育を受けて成業した人々が實業に多く関係して実際の仕事に専心従事することになれば我国の中等階級は次第に力と數とを増すことになり産業界は著しく発展すると思ふ。これが本校を設立することにした趣意である。

校則

第一章 目的

第一条 商業学校規程ニヨリ商業ニ從事セントスルモノニ夜間必須ナル教育ヲ施シ且公民トシテノ德性ト知能トヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二章 修業年限

第二条 修業年限ハ四年トス

第三章 学年及学期

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第四章 授業時間及休日

第五条 授業時間ハ毎夜午後五時ヨリ九時迄トス但シ土曜日ニ

限り午後四時ヨリ九時迄トス

第六条 本校休日左ノ如シ

一、日曜日、大祭祝日及本校記念日

一、夏季休業(自七月二十日至八月三十一日)

一、冬季休業(自十二月二十六日至翌年一月七日)

第五章 学科課程

第七条 学科課程並ニ毎週授業時間数左ノ如シ

学科課程及授業時間数

事項	学科目	第一学年				第二学年				第三学年				第四学年			
		課	程	數時	課	程	數時	課	程	數時	課	程	數時	課	程	數時	課
修身	道徳ノ要旨	一	同	上	一	同	上	一	同	上	一	同	上	一	同	上	一
公民科	國語、漢文	四	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三
国漢文	國語、漢文	四	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三
公民科	國語、漢文	四	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三	同	上	三
作習	普通文	一	商普用通文文	一	商用文	一	商用文	一	商用文	一	商用文	一	商用文	一	商用文	一	商用文
文字	楷書、行書	一	細字、硬筆	一													
算学	算術、珠算	三	幾何、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算
数	算術、珠算	三	幾何、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算	四	代數、珠算
理	物理	二	重要商品	一													
英語	普通英語	六	外國史	一													
商事要項	商業各論	上六	外國史	一													
及商業各論	商業各論	上六	外國史	一													
上二	上二	上五	上二	上二													

(朱書きノ通り改正)

(裏面へ)

第六章 入学及退学

第八条 入学時期ハ毎学年ノ始トス

但シ欠員アルトキハ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条 第一学年ニ入学ヲ許可スルモノハ身体強健、志操鞏固、品行方正、年齢十四年以上ニシテ高等学校卒業ノ者若クハ

之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト認ムル者

第十条 第二学年以上ノ学年ニ入学ヲ許可スルモノハ相当年齢ニ達シ前各学年ニ於テ履修スヘキ各学科ノ考查ニ合格シタル者

第十二条 入学志願者募集人員ニ超過スルトキハ適宜ノ方法ニ依リ入学ノ許否ヲ定ム

第十三条 入学セントスルモノハ入学願書及履歴書ヲ差出スヘ

実践	簿記	商業簿記	二同	上二	銀行簿記	二会工業簿記	一	内外商業実践
工業	商業法規	商業經濟	二同	上二	商業經濟	二同	工業大意	上一
計	体操	体操、教練	二同	上二	同	上二	商業法規	一
五								
五								
五								
五								
五								

シ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

点五十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

一八八

第十三条 入学ヲ許可セラレタルモノハ在学証書ヲ差出スヘシ

(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十四条 退学セント欲スルモノハ保証人連署ヲ以テ校長ニ届

出ツヘシ

第七章 学費

第十五条 授業料ハ〔^{抹消}一ヶ年四拾九円五十錢トシ左ノ三期ニ納

付スヘシ

但シ当分月額四円五拾錢ツ、(八月ヲ除ク)分納ヲ妨ケス

第一期四月(二十円)第二期九月(十五円)第三期一月(十四円

五拾錢)
〔^{加筆・朱書}二ヶ月金四円五十錢トス毎月二十八日限リ納付スヘシ(八月

不要)

第十六条 考査料ハ金壹円トシ入学願書ニ添ヘテ納付スベシ

第十七条 入学料ハ金貳円トシ入学ノ際授業料ト共ニ納付スヘ

シ

第十八条 在籍生徒ニシテ授業料ノ納付ヲ怠ル時ハ保護人ニ請

求シテ之ヲ納付セシム

第十九条 既ニ領収シタル學費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

第八章 修了及卒業

第二十条 修了又ハ卒業ハ平素ノ學業成績及操行ヲ考査シ之ヲ

定ム

第二十二条 第四学年ノ考査ニ及第シタルモノニハ卒業証書ヲ
授与ス

第九章 賞罰

第二十三条 学術優等、品行方正ニシテ他生徒ノ模範トナルヘ
キ者ニハ優等生トシテ賞状若クハ賞品ヲ授与シ又ハ特待生ト
シテ授業料ヲ免除シ之ヲ優遇スルコトアルヘシ

第二十四条 命令規則ニ背キ其ノ他生徒タルノ本分ニ違フモノ
ハ其ノ輕重ニヨリ訓戒、停学、除名、放校トス

第二十五条 左ノ一項ニ該当スルモノハ退学ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引キ続キ一ヶ年以上欠席シタル者

四、正当ノ理由ナクシテ一ヶ月以上欠席シタル者

五、出席常ナラザル者

第二十六条 本則施行上必要ナル細則ハ別ニ学校長之ヲ定ム

附則

一、本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、本則施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル者ニ課スヘキ學科課程ハ現行ノ商業學校規程ノ範囲内ニ於テ新旧學科課程ヲ斟酌シ學校長之ヲ定ム

昭和十年四月

第二十一条 各學科目ノ評点ハ百点ヲ以テ満点トシ一科目ノ得

東京市神田区駿河台三丁目九番地

中央大学内

文部大臣 認可 中央大学商業学校

電話神田 (2) 三〇一五
三〇一六

(中央線御茶ノ水駅又ハ万世橋駅ヨリ五分
(市電小川町又ハ駿河台下停留所ヨリ三分)

(注記1)

「要記入×」

(注記2)

「昭和十一年一月一十四日／亥学第一一、七七五号／東京府経由」

(注記3)

「文部省／東寒43号／昭和11・2・25」「供聞」「完結」

(注記4)

「記録掛／11・5・29／受領」

(注記5)

「裁決定／3月6日」

(注記6)

「11(簿冊内件名番号)

(下札)

〔中三〕
〔⑤種別 わ一ノ十一(6)／連繫／登録追加／件名 東京府経由、

中央大学商業学校学則中改正／番号 東寒四三／結了年月日 昭

一一、三、六／保存年限 ムキ／枚数 6」

〔自大14年3月至昭9年3月
商業学校学則、東京府、第3
冊 文部省④ 3A, 9-12, 875³〕